８　両立支援等助成金

(3)　介護支援取組助成金

雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号。）第６２条第１項第５号並びに雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号（以下「雇保則」という。）第１１５条第１項第１号及び第１１６条の規定に基づく介護支援取組助成金（以下「助成金」という。）の支給については、第１共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

|  |  |
| --- | --- |
| 0100　趣旨  0101　趣旨　0102　適用単位0200　支給要件0201　支給対象事業主0202　不支給要件0300　支給額　0301　支給額0400　支給申請　0401　支給申請書の提出　0402　支給申請書の受付 | 0500　支給決定　0501　支給決定等の通知　0502　支給台帳の作成0600　返還　0601　返還0700　附則　0701　施行期日 |

0100　趣旨

0101　趣旨

仕事と介護の両立支援の推進のため、仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に対する介護支援取組助成金の支給により、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的とする。

0102　適用単位

助成金は、事業主等単位で支給するものであり、事業所単位で支給するものではない。

0200　支給要件

0201　支給対象事業主

次のいずれにも該当する事業主に支給するものとする。

イ　仕事と介護の両立に関する取組を行っていること。

仕事と介護の両立に関する取組とは、次の(ｲ)～(ﾊ)の全ての取組をいう。

(ｲ) 労働者の仕事と介護の両立に関する実態把握

労働者の仕事と介護の両立に関する実態把握は、平成２７年４月１日以後に、厚生労働省が指定する所定の調査票に基づいて、その雇用する雇用保険被保険者に対するアンケート調査により実施するものであること。

その際、調査対象は原則として、その雇用する雇用保険被保険者全員とする。ただし、常時雇用する雇用保険被保険者の数が１００人以上の事業主については、少なくとも１００人以上の雇用保険被保険者を調査対象とすること。

また、当該アンケートについては、回収率が３割以上または回収数が１００以上であること。

なお、アンケート実施後は、当該アンケート結果を集計し、「介護支援取組助成金　アンケート調査結果報告書」（【介】様式第２号）によりとりまとめること。

(ﾛ) 介護に直面する前の労働者への支援

介護に直面する前の労働者への支援は、平成２８年４月１日以後に、以下のいずれも実施することをいう。

a　厚生労働省が指定する資料に基づく、人事労務担当者等による研修の実施

研修実施後は、当該研修結果について、「介護支援取組助成金　研修実施結果書」（【介】様式第３号）に記録すること。

b　厚生労働省が指定する資料に基づいた周知

(ﾊ) 介護に直面した労働者への支援

介護に直面した労働者への支援は、仕事と介護の両立に関する相談窓口の設置及び周知をいう。

なお、周知については、平成２８年４月１日以後に、上記(ﾛ)bにおける資料において実施するものであること。

また、相談窓口については、必ずしも全ての事業所に設置されている必要はないが、全ての事業所の労働者が相談できる体制となっている必要があること。

(ｲ)～(ﾊ)の実施に当たっては、必ず厚生労働省が指定する様式を使用すること。

原則として、当該様式の内容を一部削除する等の修正は行わないこと。ただし、内容の追加についてはこの限りではない。

ロ　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第２条第２号に規定する介護休業の制度及び同法第２３条第３項に規定する所定労働時間の短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に規定していること。

ハ　仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進のためのシンボルマーク（愛称「トモニン」）の作成の趣旨に基づき、仕事と家庭の両立支援についての取組を紹介するサイトである「両立支援のひろば」に介護休業関係の両立支援の取組を登録していること。

0202　不支給要件

支給対象事業主からの支給申請であっても、第１共通要領0302に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合には助成金を支給しないものとする。

イ　支給申請日の前日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第７６号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年９月４日法律第６４号）の重大な違反があることにより、当該事業主に助成金を支給することが適切でないと認められる場合

なお、育児・介護休業法の重大な違反については、支給決定までの間に行われたものを含む。

ロ　支給申請時点で育児・介護休業法に違反し、同法第５６条に基づく助言又は指導を受けたが是正していない場合

ハ　本助成金の申請に当たり、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は実態と異なる偽りの証明を行った場合

なお、本行為について、都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）が特に悪質であると認めた場合は、第１共通要領0205の不正受給に該当するものとみなす。

0300　支給額

0301　支給額

支給額は、１事業主当たり６０万円とする。

なお、上記の金額は、１事業主について１回に限り支給する。

0400　支給申請

0401　支給申請書の提出

助成金の支給を受けようとする事業主は、0201イにおける全ての取組を完了した日の翌日から２か月以内に、「両立支援等助成金（介護支援取組助成金）支給申請書」（【介】様式第１号）に次のすべての書類の写し及び支給要件確認申立書（共通要領様式第１号）を添付の上、申請事業主の人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所（以下「本社等」という。）の管轄労働局長に提出するものとする。

なお、支給申請は、支給対象労働者が生じた事業所にかかわらず、本社等が行うものとする。また、必要書類について原本の写しを提出する場合に、管轄労働局長の求めるところにより事業主

等による原本証明を付すこと。

イ　労働協約又は就業規則及び関連する労使協定

育児・介護休業法第２条第２号に規定する介護休業の制度及び同法第２３条第３項に規定する所定労働時間の短縮等の措置を規定していることが確認できる部分（なお、育児・介護休業法第２条第２号に規定する介護休業以外の介護休業の制度を規定している場合は当該部分も含む。）

具体的には、本社等の労働協約又は就業規則を添付すること。

就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時１０人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることを確認できる書類（例：労働者代表の署名があるもの）を添付すること。

ロ　仕事と介護の両立に関する取組内容を証明する書類及び取組を行った日付が分かる書類

(ｲ)　0201イ(ｲ)における実態把握に使用したアンケート調査票及び「介護支援取組助成金　アンケート調査結果報告書」（【介】様式第２号）

(ﾛ)　 0201イ(ﾛ)aにおける研修に使用した資料及び「介護支援取組助成金　研修実施結果書」（【介】様式第３号）

(ﾊ)　 0201イ(ﾛ)b及び(ﾊ)における周知に使用した資料及び周知を行った日付が分かる書類

なお、上記イについては、既に当該申請を行ったことのある事業主で、その内容に変更がない場合は、再度の提出を必要としないものとする。

0402　支給申請書の受付

第１共通要領0402に定めるほか、郵送（簡易書留を必須とする。）により提出されたものについては、消印の日付をもって支給申請日とすること。

また、当該支給申請書を受け付ける際は、受付印を押した後、その写しを当該事業主に返戻するものとする。

0500　支給決定

0501　支給決定等の通知

管轄労働局長は、助成金の支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金支給決定通知書」（両立等共通様式第１号）により、また、不支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金不支給決定通知書」（両立等共通様式第２号）により申請事業主に通知するものとする。

また、第一共通要領0703に定める不支給措置期間の通知は、「両立支援等助成金不支給措置期間通知書」（両立等共通様式第３号）により、当該事業主に対して通知するものとする。

0502　支給台帳の作成

管轄労働局長は、事業主から提出された支給申請書を受け付けた場合は、「両立支援等助成金支給台帳（介護支援取組助成金）」（【介】様式第４号）を作成し、所要事項を記載するものとする。

0600　返還

0601　返還

管轄労働局長は、助成金の支給を受けた事業主が、第１共通要領0801に定める場合のほか、支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合は、支給した助成金の全部又は一部に係る助成金の支給決定を取り消す決定を行い、支給された助成金を返還させるものとし、「両立支援等助成金支給決定取消・返還通知書」（両立等共通様式第４号）により、当該事業主に対して支給決定を取り消し、取り消しに係る助成金を返還させる旨の通知を行うものとする。

0700　附則

0701　施行期日

本要領は、平成２８年４月１日から施行する。